

第 30 回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

2023 年 7 月 14 日

議 案

- 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の付則改正（案）について

以 上

「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

令和 5 年 7 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

現在、本協会では、「取引所外取引の報告・公表システム」を会費により運用しているが、2023 年度に実施する同システムのリプレイス以降、一部の運用費用は認可会員¹を含む会員に費用負担を求めることとされた。

これを踏まえ、「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」（以下「取外細則」という。）の付則の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

認可会員の取引所外取引の報告・公表システムの利用に係る負担金（取外細則第 7 条第 3 項）について、当分の間、徴収しない旨を規定する付則を削る。

（平成 26 年 7 月 15 日改正の付則第 2 項）

¹ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する上場株券等の私設取引システム運営業務の認可を受けた会員をいう。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和5年9月4日（「取引所外取引の報告・公表システム」のリプレースの予定日）から施行する。

※ 本改正は、投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続きは実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則の一部改正について（案）

令和 5 年 7 月 14 日
（下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（認可業務による申込みに係る価格等の閲覧） 第 7 条 規則第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項に規定する細則で定める方法は、報告公表システムのウェブサイトを利用する方法とする。 2 （ 現 行 ど お り ） 3 認可会員は、規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定による措置に関し、第 1 項に規定する報告公表システムのウェブサイトを利用することについて、本協会に対し、負担金を支払わなければならない。 付 則（平成 26 年 7 月 15 日） この改正は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。 （ 削 る ） 付 則 この改正は、令和 5 年 9 月 4 日から施行する。	（認可業務による申込みに係る価格等の閲覧） 第 7 条 （ 同 左 ） 2 （ 省 略 ） 3 （ 同 左 ） 付 則（平成 26 年 7 月 15 日） <u>1 この改正は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。</u> <u>2 第 7 条第 3 項の負担金は、当分の間、徴収しないものとする。</u>